

関係者各位

2024年9月8日

該非判定書

株式会社アートレイ
代表取締役 小森 活美



東京都杉並区高円寺北1-17-5
上野ビル4F
TEL: 03-3389-5488

下記製品について、輸出貿易管理令別表第1の第1項から第15項における判定結果をご連絡いたします。

記

| | |
|-----------------|---|
| 貨物名 | 遠赤外線USB2.0カメラ |
| 型番 | ARTCAM-384P-THERMO-7.5Hz |
| 輸出貿易管理令別表第1判定項番 | 10の項(2) 貨物等省令9条第三号ホ 非該当 判定根拠: 運用通達に該当しないと定められている通り、他の貨物と分離しがたいと判断されるため。 10の項(4) 貨物等省令第9条八号 非該当 判定根拠: 最大フレーム速度が7.5Hzのため |
| 判定資料 | 項目別対比表 添付 |

- 本判定書は、最新(令和6年9月8日施行)の改正政省令に基づいて発行されております。
- 輸出貿易管理令別表第2は対象外です。

以上